

無鑑査保有者一覧

資料10

部門	氏名	受賞	年度	承認年度	最終出品年度	備考
絵画	中尾 範子	議長賞	H19	H17	R7	
		市長賞	H21			
		教育委員会賞	H22			
		議長賞	H26			
	上村 信恵	議長賞	H25	R1	R7	
		市長賞	H27			
		議長賞	H29			
		市展「いが」賞	H30			
	西 良三	市長賞	H25	R2	R7	
		教育委員会賞	H26			
		教育委員会賞	H30			
		市展「いが」賞	R2			
石川 勉	市長賞	H18	R5	R7		
	市展「いが」賞	H29				
	議長賞	H30				
	教育委員会賞	R3				
彫塑 工芸	亀山 寛	議長賞	H26	R1	R4	R5~R7出品 なしのため 資格喪失対象
		市長賞	H27			
		教育委員会賞	H29			
		市展「いが」賞	H30			
	中村 靖詔	市長賞	H17	H22	H29	資格喪失
		市長賞	H18			
		市長賞	H19			
		市長賞	H21			
	前川 和義	教育委員会賞	H17	H25	H24	資格喪失
		議長賞	H18			
		教育委員会賞	H20			
		市長賞	H24			
辻中 静夫	議長賞	H21	H29	R4	資格喪失	
	議長賞	H24				
	市長賞	H26				
	市展いが賞	H28				

部門	氏名	受賞	年度	承認年度	最終出品年度	備考
写真	城島 正子	市長賞	H17	H23承認	R7	
		議長賞	H19			
		市長賞	H21			
		市長賞	H22			
	福田 善一	議長賞	H21	H25承認	R7	
		教育委員会賞	H22			
		市長賞	H23			
		教育委員会賞	H24			
	松岡 雅士	市長賞	H20	H26承認	H26	資格喪失
		教育委員会賞	H23			
		市長賞	H24			
		議長賞	H25			
牧戸 勲	市長賞	H27	R2承認	R7		
	市展「いが」賞	H28				
	市展「いが」賞	H29				
	議長賞	R1				
縄手 稔	教育委員会賞	H25	R3承認	R7		
	市展「いが」賞	H30				
	市展「いが」賞	R1				
	議長賞	R2				
中森 晴子	教育委員会賞	H30	R7承認	R7		
	市展いが賞	R4				
	教育委員会賞	R5				
	教育委員会賞	R6				
書	稲森 秀苑	市長賞	H17	H24承認	R7	
		議長賞	H20			
		市長賞	H21			
		教育委員会賞	H22			
	村手 紫映	議長賞	H23	H24承認	R6	
		教育委員会賞	H17			
		教育委員会賞	H19			
		市長賞	H20			
	菅生 游里	教育委員会賞	H21	H25	R6	資格喪失
		市長賞	H18			
		市長賞	H19			
		議長賞	H21			
河口 波光	議長賞	H24	H28承認	R7		
	教育委員会賞	H24				
	市長賞	H25				
	市長賞	H26				
北村 玲子	市長賞	H27	H28承認	R7		
	教育委員会賞	H27				
	議長賞	H25				
	議長賞	H26				
岡島 景宇	議長賞	H27	H30承認	R7		
	教育委員会賞	H25				
	市長賞	H27				
	市展「いが」賞	H28				
稲田 えつ子	議長賞	H29	R6承認	無鑑査承認 後出品なし		
	議長賞	R1				
	議長賞	R3				
	議長賞	R4				
		市展「いが」賞	R5			

伊賀市民美術展覧会に関する内規[抜粋]

(無鑑査の導入)
 第2条 第6回伊賀市民美術展覧会から無鑑査制を導入する。
 (無鑑査の基準)
 第3条 無鑑査の対象となる者の基準は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。
 2 第1回伊賀市民美術展覧会から、同一部門において、市長賞を1回以上受賞した者で、市長賞、議長賞、教育委員会賞の3賞を4回以上受賞した者 のうち、伊賀市民美術展覧会運営委員会において承認を受けた者とする。ただし、この内規の制定以前の、第1回から第3回までの彫塑部門及び工芸部門における3賞受賞者は、第4回以降の彫塑工芸部門における3賞受賞者と同様とみなす。
 3 その他運営委員会が特に必要と認めた者
 (無鑑査の対象期間)
 第4条 無鑑査となる者は、3年連続して出品しないときは、その資格を失う。ただし、運営委員会が出品できない特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。また、無鑑査となる者は3年が経過した後も一般としての応募はできないものとする。